

平成22年度学習状況調査 中学校実施要領

秋田県教育庁義務教育課

1 趣 旨

学習指導要領の内容の定着度等を把握し、本県が進める少人数学習の成果や課題をとらえ、学習指導の工夫改善を図るとともに、全国学力・学習状況調査と本調査を活用して、学習指導における検証改善サイクルを確立し、児童生徒の学力向上に資する。

2 調査対象学年、教科等

(1) 調査対象は、本県の中学校第1・2学年の生徒とする。

(2) 各学年の調査教科等

第1学年	国語、社会、数学、理科、英語、学習の意欲等に関するアンケート
第2学年	国語、社会、数学、理科、英語、学習の意欲等に関するアンケート

3 出題内容

(1) 基本的な考え方

学習指導要領で求められている資質や能力がどの程度身に付いているか、指導上の問題点は何か、を明らかにするとともに、学習指導の工夫改善に資することができるよう、「ペーパーテストで調査を行うことが適当な内容・項目」について出題する。

(2) 出題の範囲

調査対象学年の生徒が、前学年の後半で履修した教科の内容及び当該学年の前半で履修した教科の内容を基本とする。ただし、これまで明らかになった課題の改善状況を把握するため、それ以前の学年で履修した内容についても調査対象となる。

詳細は5月に通知した「調査内容および標準調査時間」を参照のこと。

4 調査の実施

(1) 統一実施日 平成22年12月9日(木)

(2) 統一実施日に実施できない場合について

学校事情等により統一実施日に調査が実施できない場合は、統一実施日の翌日から平成22年12月17日(金)までの期間内に調査日を設定して実施することができる。その際、[13 実施日変更届の様式]により、市町村立の学校は平成22年10月29日(金)までに市町村教育委員会に報告すること。市町村立以外の学校は平成22年11月12日(金)までに義務教育課に報告すること。

なお、インフルエンザによる学級・学年閉鎖、休校等により実施日を急遽変更する場合は、速やかに所轄の教育事務所・出張所に連絡するとともに、[13 実施日変更届の様式]により報告すること。

(3) 学習の意欲等に関するアンケートの実施について

統一実施日、またはその翌日に実施する。ただし、学校事情により統一実施日に調査が実施できない学校においては、届け出た実施日、またはその翌日等でも可とする。

(4) 欠席等の理由で調査できない生徒について

当日、欠席の生徒及び遅刻等の理由でいくつかの教科の調査ができなかった生徒にも、可能な限り日を変えて調査を実施することが望ましい。